令和6年度仙台市西部地区観光地域おこし協力隊活動支援業務(第2次) 企画提案募集要領

仙台市西部地区観光地域おこし協力隊活動支援業務を委託する事業者を公募型企画提案 (プロポーザル) 方式により、優れた提案及び能力を有し的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

- (1) 案件名 令和6年度仙台市西部地区観光地域おこし協力隊活動支援業務(第2次)
- (2) 事業目的

仙台市で実施する仙台市西部地区観光地域おこし協力隊事業(以下「協力隊事業」という。)について、地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)を活用し、西部地区における観光資源の発掘・創出や観光地域づくりを実施するとともに、協力隊員へ必要なマネジメント等を行うことにより、交流人口の拡大や地域ブランド力の向上、観光地域づくりの担い手育成を図ることを目的とする。

- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託上限金額

10,799,973円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

※うち協力隊員1名あたりの報償費の上限は2,099,997円、活動費の上限は1,499,994 円、協力隊員の募集等に要する経費の上限は250,000円とし報償費及び活動費の合計 の内数とする。

(5) 契約の相手方の選定

本事業は、公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し的確と判断される事業者を委託上限金額の範囲内で選定する。

(6)業務内容

別紙仕様書のとおり

(7)協力隊員の選定方法について

本事業は協力隊員の募集、選定、雇用も業務の内容に含むこととし、協力隊員として 雇用する際の募集方法、選定方法、採用にあたって求める人物像等も含めて提案するこ と。

(8) 協力隊員の活動内容について

本事業は協力隊員を活用し、西部地区における様々な団体や事業者と連携しながら、 共同で事業に取り組むことも業務の内容に含んでいるため、連携する西部地区の団体や 事業者名、共同で実施する事業の内容及び協力隊員の活動内容や役割、人数配分等も含 めて提案すること。

2 応募資格

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は次に掲げる要件を全て満たすも のでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと
 - ※「地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者」とは次に掲げる者をい う。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 営業に関し、関係法令に基づく許可・登録等を受けていること
- (3) 仙台市に本店又は支店がある場合は、仙台市から課税されている市民税、固定資産 税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと
- (4)消費税及び地方消費税について滞納のないこと
- (5) 仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと (暴力団等との関係を有しないこと)
- 3 スケジュール (予定を含む。)

(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 令和6年5月23日(木)

(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 令和6年5月27日(月)

(4) 企画提案書の提出期限 令和6年5月30日(木)

(5) 企画提案の選考(提案審査会の実施) 令和6年6月7日(金)

(6) 企画提案の選考結果の通知 令和6年6月10日(月)

- 4 応募にあたっての質問および回答
 - (1)受付期限

令和6年5月23日(木)16時まで

(2) 受付方法

質問項目等を質問書(様式第1号)に記載し、電子メールで提出すること。電話、 FAX、持参等は認めない。電子メール送信後、電話で観光課にメール着信を確認すること。

(3) 留意点

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに 業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に 係る質問は一切受け付けない。

(4) 提出先

仙台市文化観光局観光交流部観光課 担当:梶賀

電子メール: kei008020@city. sendai. jp

電話:022-214-3018

(5) 回答方法

回答は、令和6年5月27日(月)までに仙台市ホームページに掲載する。個別回答は行わない。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年5月30日(木)16時まで(必着)

(2) 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 (仙台市役所 4 階) 仙台市文化観光局観光交流部観光課 担当:梶賀

電話: 022-214-3018

(3)提出方法

郵送(書留郵便)または持参

- (4) 提出書類
 - ①応募申込書(様式第2号)
 - ②企画提案書(任意様式)10部

ア 提案書の大きさはA4版(A3の折りこみ可)

- ・片面印刷(カラー可)とし、表紙と目次を除き15ページ以内に収めること。
- イ 以下の内容を必ず記載するようにすること。
 - ・企画意図、基本コンセプトとその説明
 - ・協力隊員に対する具体的な支援及びマネジメント方法
 - 協力隊員の募集方法の提案
 - ・採用する際の協力隊員の選定方法や選定ポイント、求める人物像等の提案
 - ・具体的な協力隊員を活用した活動内容及び成果指標 (KPI)
 - ・連携する西部地区の団体や事業者、共同で実施する事業の内容、及び協力隊 員の活動内容や役割、人数配分等の提案
 - ・業務遂行体制(遂行責任者や協力隊員のマネジメント担当者の人選等、委託 業務を安定的かつ確実に実施できる体制が整っていることを示すもの)
 - ・工程表(契約日からの具体的な実施スケジュール)
 - ・同種または類似の業務の実績(受託期間、受託金額、業務概要を記載)
 - ※官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ※過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
 - 事業者独自提案
- ③見積書(任意様式) 10部
 - ・見積内訳を記載すること。
- ④組織概要(任意様式) 10部
- ⑤市税の滞納がないことの証明書 1部

- ※「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、宮城総合支所税 務住民課、秋保総合支所総務課のいずれかの窓口にて申請すること。
- ⑥消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書(その3):未納税額の証明 書〕 1部
 - ※ 所在地(納税地)を所轄する税務署の窓口にて請求すること。

6 業務委託候補者の選考

(1)審查決定方法

仙台市が設置する審査委員会において、企画提案の総合評価により審査し、優れて いると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

- (2) 企画提案書の選考 (プレゼンテーション)
 - ①実施日(予定)

令和6年6月7日(金)10:00~

②実施会場(予定)

仙台市役所本庁舎5階 文化観光局第2会議室 (宮城県仙台市青葉区国分町3-7-1)

③実施方法

ア 出席者は1提案につき4名以内とする。

- イ 1 応募者当たりの持ち時間は、15 分以内(説明 10 分、質疑応答 5 分)とする。
- ウ プレゼンテーションは、事前に提出した提案書等を基本として実施することと する。
- エ プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。 パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (3) 委託候補者の決定通知
 - ①選定結果については全ての提出者に対して書面にて通知する。
 - ②非特定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)に、観光課あてに書面(様式は任意)で問合せを行うこと。その翌日から起算して10日以内(休日を除く)に、書面により回答する。

7 評価基準

選考においては、以下の項目で総合的に評価を行い、委託上限金額の範囲内で選定する。

- (1)業務目的との整合性(10点)
 - ・業務の目的やコンセプトを理解した提案内容となっているか
- (2) 企画・構成(50点)
 - ・協力隊員の募集方法及び人選方法は適切かつ妥当か
 - ・協力隊員の具体的な活動内容及び成果指標(KPI)は適切かつ妥当か
 - ・西部地区の各種団体・事業者との連携が図られているか。

- ・協力隊員の具体的な支援及びマネジメント方法(協力隊員が地域住民と協力しながら活動できるような支援を行えるか)は適切かつ妥当か
- ・他にはない独創性があるか
- (3) 予算額の妥当性(10点)
 - ・提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか
- (4)業務履行体制の適格性(20点)
 - ・当該事業を遂行する能力、組織体制、人員を有しているか
 - ・遂行責任者、協力隊員のマネジメント担当者の人選は適切か
 - ・適切なスケジュール、業務履行体制がとられているか
 - ・当該業務に対しての熱意が感じられるか
- (5)業務実績(10点)
 - ・過去に同様の委託事業を実施するなど、実績は本業務の受託者として十分か
- 8 提案書作成に係る留意点
- (1) 提案書の作成及び提出等に要する費用は、応募者の負担とする。提出期限後の提出 及び再提出は認めない。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った者に対して指名停止を行うことがある。
- (3) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議の上、決定する。
- (4) 提出された企画提案書については、応募者に無断で使用しないこととするが、審査 にあたって必要な範囲においては、応募者に通知することなく複製を作成すること がある。